

## シェアサロン利用規約

### 第1条（趣旨）

シェアサロン利用規約（以下「本規約」という）は、シェアサロン（以下「当施設」という）の利用者の連携と協力によって新たな地域医療貢献が創造されることを目的とし、当施設の利用について必要な事項を定めることとする。

### 第2条（施設の名称及び位置）

当施設の名称及び所在地は次のとおりとし、Box&slim(ボクスリム)浄心店（以下「当社」という）が運営を行う。

（1）名称シェアサロン【ボクスリム de サロン】

（2）位置：愛知県名古屋市西区天神山町 7-18 BLAU 浄心 3 階西

### 第3条（利用の制限）

次の各号に該当する事業を行う場合は当施設の利用を承認しないことができる。

- （1）法律、条例に反する行為又は反する恐れのある事業
- （2）暴力団関係者及びそれに関する恐れのある事業
- （3）政治活動及び宗教活動に関する恐れのある事業
- （4）マルチ商法及びそれに関する恐れのある事業
- （5）未成年や青少年に有害な情報を発信する恐れのある事業
- （6）公序良俗に反する恐れのある事業
- （7）当社の運営を妨害する、又はその恐れのある事業
- （8）その他当社により不適切と判断される事業

### 第4条（利用の申込み）

当施設を利用しようとする者は、事前に現地を内覧の上で当社システムへの会員登録をしければならない。

2 当施設の利用の申込みを行った者（以下「申込者」という）は、本規約の全てに同意したものとみなす。

### 第5条（権利の譲渡等の禁止）

当施設の利用許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、利用許可に伴う権利を第三者に転貸又は譲渡してはならない。

### 第6条（当施設におけるサービス）

利用者は、当社が定める期間及び時間の範囲内で、次の各号に掲げる設備及びサービスを利用することができる。

- （1）当社が当施設において利用者ごとに提供する施術スペース、（以下「プライベートスペース」という）
- （2）当社が当施設に設置する各種無料レンタル品
- （3）当社が当施設に整備するインターネット接続を可能とする環境

### 第7条（当施設の利用）

利用者は、当施設を自己又は自社の業務を遂行するための施術所としての目的に限り、善良なる管理者の注意義務をもって利用するものとする。

2 当社は、利用者に当施設の利用に必要な鍵を貸与する。なお、鍵の紛失等により再発行を行う場合は、再発行にかかる費用は利用者の負担とする。

3 利用者は、プライベートスペースを原状のまま使用するものとし、造作の設置、工事等は行ってはならない。

4 利用者による当施設の利用は、プライベートスペースの利用及び共有スペースの共同利用に限り、占有権、建物の賃借権、その他一切の権利を付与するものではないことを、あらかじめ合意するものとする。

## 第8条（利用期間及び利用時間）

当施設の利用期間はプラン料金の利用期間に限るものとする。但し、利用者は、当社が企画・運営するイベント、セミナー等の開催及び施設管理上必要な場合、利用できない期間があることを了承するものとする。

## 第9条（プラン料金）

利用者は、別表1に定めるプラン料金（税を含む）の金額を、利用開始日までに購入するものとする。なお、支払に必要な手数料は利用者の負担とする。

## 第10条（利用料金）

1 無断延長及び契約外の無断利用を行った場合、発覚時点で罰則金として2,000円の支払義務を負う。また、無断利用が継続した時間に応じて、罰則金は30分毎に2,000円加算されるものとする。

2 利用者が利用料金及び手数料など（以下「利用料金等」という）の支払いを遅延したときは、利用料金等の元金に対し、支払期日の翌日から支払日に至るまでの日数に応じ、年率14.6%（1年を365日として日割計算）の遅延損害金を支払うものとする。

3 利用料金等は、本件建物の賃料の変動、物価、公租公課、その他の経済情勢の変動等により、これを改定することができるものとする。但し、利用料金等の改定は、契約期間の更新時に限り行うものとする。

4 既に支払われたプラン料金及び利用料金等は返還しない。但し、当社が特別な理由があると認めた場合は、その全部又は一部を返還することができる。

## 第11条（利用者の情報の変更について）

利用者は、利用者の情報について次の各号に該当する変更が生じた場合、速やかに、当社に報告するものとする。

（1）住所、氏名、連絡先に変更があったとき

（2）商号、資本金その他登記事項に変更があったとき

（3）営業譲渡、会社の組織変更、解散、営業停止等があったとき、またはその恐れがあるとき

## 第12条（禁止事項）

利用者は、次の各号に定める行為をしてならない。利用者は、以下のいずれかに該当する行為を行い、当社、他の使用者、その他第三者に損害を及ぼした場合、その損害の全額を賠償しなければならない。

（1）自己又は自社の業務を遂行するための施術所以外の使用をすること

（2）危険物、ペット、その他他人の迷惑となる物品を持ち込むこと

（3）法令又は公序良俗に反する行為をすること

（4）当施設内の喫煙、騒音、その他当施設の円滑な運営、秩序の維持・保全を害する行為

（5）他の利用者の名誉・信用、プライバシー・肖像権等の人格的権利を侵害する行為

（6）本規約に同意することにより利用者に生ずる権利義務に関する一切の処分行為

（7）その他本規約に反する一切の行為

（8）その他当社が合理的に判断して不当と判断する行為

## 第13条（調査権）

当社は、利用者の利用状況について確認、調査できる権利を有し、必要がある場合はいつでも利用者のプライベートスペースに立ち入ることができる。

## 第14条（利用の継続）

利用者は、利用期間の満了後も引き続いて当施設の利用を希望するときは、第4条に定める利用申込みを行うものとする。但しこの場合において、プラン料金は徴収しない。

## 第15条（利用許可の取り消し）

当社は、利用者が次の各号に該当する場合は、理由の如何に問わらず利用者による当施設の利用を中止し、又は利用許可を取り消すことができる。この場合には、利用者に対して発生した損害に対し当社は一切責を負わな

い。また、既に支払われた利用料は返金しない。

- (1) 第3条に記載された事業を行った場合、又は行おうとした場合
- (2) 本規約に反する行為があった場合
- (3) 提出書類に虚偽があった場合
- (4) 当社や他の利用者、第三者に損害を与える恐れがあると判断した場合
- (5) 利用料等を支払わない場合

2 前項各号の何れかに該当する違反により当社が被った損害に係る損害請求は妨げない。

#### 第16条（原状回復）

利用者は、事由を問わず、当施設の利用を終了したときは、当社の指定する期日（以下「明渡日」という）までに、プライベートスペースに設置した、利用者の設備、動産その他物件について、自己の費用と責任において撤収し、プライベートスペースを原状に回復して当社に引き渡すものとする。

2 当社は、明渡日以降に残置された設備、動産その他の物件については、利用者はその所有権を放棄したものとみなし処分することができる。

3 当社は、前項に定める処分に要した費用は利用者に全額請求するものとする。

#### 第17条（当施設のサービスの休止）

当社は、次の各号に該当する場合はやむを得ず当施設のサービスの全部又は一部の提供を休止する。この場合には、利用者に対して発生した損害に対し当社は一切責を負わない。

- (1) 設備の不具合により、十分なサービスを提供することができないと判断した場合
- (2) 設備の保守、点検、修理が行われる場合
- (3) 火災、停電、天変地異等の事故によりサービスの提供ができなくなった場合
- (4) その他、サービスの提供を休止せざるを得ない場合

#### 第18条（提供するサービスの変更、廃止）

当社は、提供するサービスの内容を利用者への事前の通知無くして変更や廃止できることとし、利用者はあらかじめこれに同意する。それに伴い、利用者に不利益が生じたとしても当社は一切責を負わない。

#### 第19条（損害賠償義務）

利用者は、自己の責めに帰すべき事由によって施設の設備、備品等に損傷し、又は亡失した時は、これによって生じた損害を賠償しなければならない。

2 退室時の施錠を怠り、第三者の侵入被害や盗難及び破損等が発生した場合の管理責任も、すべて利用者に求められるものとする。

#### 第20条（免責事項）

当社は、次の各号に掲げる内容については一切の責を負わない。

- (1) 利用者間、または利用者と第三者との間で生じたトラブル
- (2) シェアサロン内における、利用者の責めに帰すべき事故
- (3) シェアサロン内の盗難・紛失

#### 第21条（その他）

本規約の解釈に疑義が生じ、又は本規約に定めのない事由が生じたときは、当社及び利用者は協議の上解決するものとする。

#### 第22条（管轄の合意）

本規約、本契約その他の当社が定める事項について当社と利用者との間に訴訟が生じたときは、名古屋地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

附則この規約は、令和5年1月1日から施行する。